



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う各種対策の方針(5月8日以降)について

施設支援関係

施設内療養体制の構築を支援するとともに、平時における感染対策指導により施設の対応力向上を図る。

【継続項目】 ※支援の方法を見直しつつ、これまでの取組を継続

○行政検査

- ・高齢者施設等従事者の定期検査
- ・施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査

○感染症専門家等人材派遣

- ※ 施設や保健所からの要請に基づき、専門家や支援グループ看護師を派遣
- ※ 人員不足施設の看護師派遣はコーディネート事業を除いて見直し

○施設内療養体制への支援

- ※ 医療支援について、必要に応じて施設からかかりつけ医や地域の往診医につなげる体制構築に向けた取組を強化する。
- ※ かかり増し経費、職員の確保等に向けた支援

○平時の感染対策指導を強化